

### 第3号議案

#### 規約等の改正について（案）

平成30年産以降の生産数量目標の配分が廃止されることに伴い、愛知県農業再生協議会が生産数量目標の目安の配分主体となるため、以下の規約等の改正を行う。

#### 1 改正を行う規約等と主な変更点

##### (1) 愛知県農業再生協議会規約

###### ・第4条

(6) 需要に応じた米生産に関すること。

追加

###### ・第16条

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。

ただし、米の需給調整に関する生産数量目標の目安の設定方針等に関することは、愛知県水田農業検討会議に依頼をし、報告を得ることとする。

朱書き部分を追加

###### ・第25条

(2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金

(3) 攻めの農業実践緊急対策事業補助金

(4) 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金

(5) 以降繰上げ

}

削除

###### ・附則

年月日の追加

##### (2) 事務処理規程

###### ・第3条

(1) 経営所得安定対策等の実施に係る事務

(2)～(4) 略

(5) 需要に応じた米生産に関する事務

追加

※(6) 以降繰り下げ

###### ・附則

年月日の追加

###### ・別表

表中の文言追加

事務の区分	事務分担組織
<u>需要に応じた米生産に関する事務</u>	<u>愛知県</u> <u>(園芸農産課)</u> <u>愛知県農業協同組合中央会</u> <u>愛知県経済農業協同組合連合会</u>

(3) 会計処理規程

・第2条

県協議会の会計業務に関しては、直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2846号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産大2969号）、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生産第2687号）、愛知県補助金等交付規則及び園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱並びに県協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

朱書き部分を削除

・第4条

- (1) 経営所得安定等対策会計
- (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進事業会計
- (3) 攻めの農業実践緊急対策事業会計
- (4) 稲作農業の体質強化緊急対策事業会計
- ※(5) 以降繰上げ

} 追加  
削除

・附則

年月日の追加

(4) 文書取扱規程

・第17条

文書番号は、次のとおりとし、対策ごとに小区分を設ける。

〇〇愛再協（ ）第           号  
（〇〇は年度とし、（ ）内は対策名を表す小区分とする。）

表中の文言追加

対 策 名	小区分
経営所得安定対策 <u>等</u> 農地利用集積対策 担い手育成・確保対策（収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等） 地域農業の振興対策 県協議会の運営 <u>需要に応じた米生産対策</u>	総集担   振総生

・附則

年月日の追加

愛知県農業再生協議会規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛知県農業再生協議会規約</p> <p style="text-align: center;">平成16年2月17日制 定 平成16年5月11日一部改正 平成19年4月13日一部改正 平成21年3月12日一部改正 平成21年4月15日一部改正 平成22年5月 7日一部改正 平成23年4月25日一部改正 平成24年3月21日一部改正 平成25年3月 8日一部改正 平成25年4月23日一部改正 平成26年2月19日一部改正 平成27年2月 5日一部改正 平成27年4月 1日一部改正 平成28年4月22日一部改正 <u>平成29年4月 1日一部改正</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等に関すること。</p> <p>(2) 地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>(3) 農地の利用集積の推進に関すること。</p> <p>(4) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">愛知県農業再生協議会規約</p> <p style="text-align: center;">平成16年2月17日制 定 平成16年5月11日一部改正 平成19年4月13日一部改正 平成21年3月12日一部改正 平成21年4月15日一部改正 平成22年5月 7日一部改正 平成23年4月25日一部改正 平成24年3月21日一部改正 平成25年3月 8日一部改正 平成25年4月23日一部改正 平成26年2月19日一部改正 平成27年2月 5日一部改正 平成27年4月 1日一部改正 平成28年4月22日一部改正</p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等に関すること。</p> <p>(2) 地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>(3) 農地の利用集積の推進に関すること。</p> <p>(4) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。</p>

(5) 担い手の育成・確保の推進に関する事（収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等を含む）。

(6) 需要に応じた米生産に関する事。

(7) その他、県協議会の目的を達成するために必要な事。

## 第2章 会員等

第5条～第6条（略）

## 第3章 役員等

第7条～第12条（略）

## 第4章 総会及び理事会

第13条～第15条（略）

（総会の権能）

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事。

ただし、米の需給調整に関する生産数量目標の目安の設定方針等に関する事は、愛知県水田農業検討会議に依頼をし、報告を得ることとする。

- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

第17条～第20条（略）

## 第5章 事務局等

第21条～第23条（略）

## 第6章 会計

第24条（略）

(5) 担い手の育成・確保の推進に関する事（収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等を含む）。

- (6) その他、県協議会の目的を達成するために必要な事。

## 第2章 会員等

第5条～第6条（略）

## 第3章 役員等

第7条～第12条（略）

## 第4章 総会及び理事会

第13条～第15条（略）

（総会の権能）

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事。

- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

第17条～第20条（略）

## 第5章 事務局等

第21条～第23条（略）

## 第6章 会計

第24条（略）

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業経営所得安定対策推進費補助金
- (2) 収入減少影響緩和交付金の積立金
- (3) 収入減少影響緩和交付金の管理業務費
- (4) その他の収入

第26条～第30条 (略)

### 第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

第31条～第33条 (略)

附則

- 1 この規約は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年5月7日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年2月5日、平成27年4月1日、平成28年4月22日、平成29年 月 日）
- 2 平成16年度における県協議会の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 県協議会は、愛知県担い手育成総合支援協議会が解散の日までに実施した事業に係る権利及び義務を愛知県担い手育成総合支援協議会の解散の日に承継する。ただし、県協議会が第4条第5項に掲げる事業を平成27年4月1日から実施するために必要となる権利及び義務に限り、施行日に承継する。

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業経営所得安定対策推進費補助金
- (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金
- (3) 攻めの農業実践緊急対策事業補助金
- (4) 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金
- (5) 収入減少影響緩和交付金の積立金
- (6) 収入減少影響緩和交付金の管理業務費
- (7) その他の収入

第26条～第30条 (略)

### 第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

第31条～第33条 (略)

附則

- 1 この規約は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年5月7日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年2月5日、平成27年4月1日、平成28年4月22日）
- 2 平成16年度における県協議会の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 県協議会は、愛知県担い手育成総合支援協議会が解散の日までに実施した事業に係る権利及び義務を愛知県担い手育成総合支援協議会の解散の日に承継する。ただし、県協議会が第4条第5項に掲げる事業を平成27年4月1日から実施するために必要となる権利及び義務に限り、施行日に承継する。

## 愛知県農業再生協議会事務処理規程新旧対照表

新	旧
<p>愛知県農業再生協議会事務処理規程</p> <p>平成16年2月17日制 定                      平成16年5月11日一部改正                      平成19年4月13日一部改正                      平成21年3月12日一部改正                      平成21年5月14日一部改正                      平成24年3月21日一部改正                      平成25年3月 8日一部改正                      平成25年4月23日一部改正                      平成27年4月 1日一部改正                      平成28年4月22日一部改正  <u>平成29年 月 日一部改正</u></p>	<p>愛知県農業再生協議会事務処理規程</p> <p>平成16年2月17日制 定                      平成16年5月11日一部改正                      平成19年4月13日一部改正                      平成21年3月12日一部改正                      平成21年5月14日一部改正                      平成24年3月21日一部改正                      平成25年3月 8日一部改正                      平成25年4月23日一部改正                      平成27年4月 1日一部改正                      平成28年4月22日一部改正</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。各事務の区分ごとの事務分担組織は別表のとおりとする。本項の事務分担組織は、複数の事務の区分を兼ねることができる。</p> <p>(1) 経営所得安定対策<u>等</u>の実施に係る事務                      (2) 農地の利用集積の推進に係る事務                      (3) 耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務                      (4) 担い手の育成・確保の推進に係る事務 (収入減少影響緩和交付金の積立金管理)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。各事務の区分ごとの事務分担組織は別表のとおりとする。本項の事務分担組織は、複数の事務の区分を兼ねることができる。</p> <p>(1) 経営所得安定対策の実施に係る事務                      (2) 農地の利用集積の推進に係る事務                      (3) 耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務                      (4) 担い手の育成・確保の推進に係る事務 (収入減少影響緩和交付金の積立金管理)</p>

業務等に係る事務)

(5) 需要に応じた米生産に関する事務

(6) 地域の農業を振興するための事務

(7) 県協議会の運営に係る事務

2 事務責任者は、県協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者及び県協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 (略)

付 則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する。(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年5月14日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成27年4月1日、平成28年4月22日、平成29年 月 日)

業務等に係る事務)

(5) 地域の農業を振興するための事務

(6) 県協議会の運営に係る事務

2 事務責任者は、県協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者及び県協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 (略)

付 則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する。(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年5月14日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成27年4月1日、平成28年4月22日)

(別表)

各事務の区分、事務分担組織

事務の区分	事務分担組織
経営所得安定対策の実施に係る事務	愛知県 (園芸農産課、畜産課) 愛知県農業協同組合中央会 愛知県経済農業協同組合連合会
地域の農業を振興するための事務	愛知県 (園芸農産課) 愛知県農業協同組合中央会
農地の利用集積の推進に係る事務	愛知県 (農業振興課) (一社)愛知県農業会議 愛知県農業協同組合中央会 (公財)愛知県農業振興基金
耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務	愛知県 (農業振興課) 愛知県耕作放棄地対策協議会
担い手の育成・確保の推進に係る事務 (収入減少影響緩和交付金の積立 金管理業務等に係る事務)	愛知県 (農業振興課、農業経営課、園芸農産課) (一社)愛知県農業会議 愛知県農業協同組合中央会 愛知県経済農業協同組合連合会
<u>需要に応じた米生産に関する事務</u>	<u>愛知県</u> <u>(園芸農産課)</u> <u>愛知県農業協同組合中央会</u> <u>愛知県経済農業協同組合連合会</u>

(別表)

各事務の区分、事務分担組織

事務の区分	事務分担組織
経営所得安定対策の実施に係る事務	愛知県 (園芸農産課、畜産課) 愛知県農業協同組合中央会 愛知県経済農業協同組合連合会
地域の農業を振興するための事務	愛知県 (園芸農産課) 愛知県農業協同組合中央会
農地の利用集積の推進に係る事務	愛知県 (農業振興課) (一社)愛知県農業会議 愛知県農業協同組合中央会 (公財)愛知県農業振興基金
耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務	愛知県 (農業振興課) 愛知県耕作放棄地対策協議会
担い手の育成・確保の推進に係る事務 (収入減少影響緩和交付金の積立 金管理業務等に係る事務)	愛知県 (農業振興課、農業経営課、園芸農産課) (一社)愛知県農業会議 愛知県農業協同組合中央会 愛知県経済農業協同組合連合会



県協議会の運営に係る事務	愛知県 (園芸農産課) 愛知県農業協同組合中央会	県協議会の運営に係る事務	愛知県 (園芸農産課) 愛知県農業協同組合中央会
--------------	--------------------------------	--------------	--------------------------------

愛知県農業再生協議会会計処理規程新旧対照表

新	旧																															
<p style="text-align: center;">愛知県農業再生協議会会計処理規程</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成16年2月17日制 定</td></tr> <tr><td>平成16年5月11日一部改正</td></tr> <tr><td>平成19年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成20年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年3月12日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年4月15日一部改正</td></tr> <tr><td>平成22年4月30日一部改正</td></tr> <tr><td>平成23年4月25日一部改正</td></tr> <tr><td>平成24年3月21日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年3月 8日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年4月23日一部改正</td></tr> <tr><td>平成26年2月19日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年2月 5日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年4月 1日一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年4月22日一部改正</td></tr> <tr style="color: red;"><td>平成29年 月 日一部改正</td></tr> </table>	平成16年2月17日制 定	平成16年5月11日一部改正	平成19年4月13日一部改正	平成20年4月13日一部改正	平成21年3月12日一部改正	平成21年4月15日一部改正	平成22年4月30日一部改正	平成23年4月25日一部改正	平成24年3月21日一部改正	平成25年3月 8日一部改正	平成25年4月23日一部改正	平成26年2月19日一部改正	平成27年2月 5日一部改正	平成27年4月 1日一部改正	平成28年4月22日一部改正	平成29年 月 日一部改正	<p style="text-align: center;">愛知県農業再生協議会会計処理規程</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成16年2月17日制 定</td></tr> <tr><td>平成16年5月11日一部改正</td></tr> <tr><td>平成19年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成20年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年3月12日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年4月15日一部改正</td></tr> <tr><td>平成22年4月30日一部改正</td></tr> <tr><td>平成23年4月25日一部改正</td></tr> <tr><td>平成24年3月21日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年3月 8日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年4月23日一部改正</td></tr> <tr><td>平成26年2月19日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年2月 5日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年4月 1日一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年4月22日一部改正</td></tr> </table>	平成16年2月17日制 定	平成16年5月11日一部改正	平成19年4月13日一部改正	平成20年4月13日一部改正	平成21年3月12日一部改正	平成21年4月15日一部改正	平成22年4月30日一部改正	平成23年4月25日一部改正	平成24年3月21日一部改正	平成25年3月 8日一部改正	平成25年4月23日一部改正	平成26年2月19日一部改正	平成27年2月 5日一部改正	平成27年4月 1日一部改正	平成28年4月22日一部改正
平成16年2月17日制 定																																
平成16年5月11日一部改正																																
平成19年4月13日一部改正																																
平成20年4月13日一部改正																																
平成21年3月12日一部改正																																
平成21年4月15日一部改正																																
平成22年4月30日一部改正																																
平成23年4月25日一部改正																																
平成24年3月21日一部改正																																
平成25年3月 8日一部改正																																
平成25年4月23日一部改正																																
平成26年2月19日一部改正																																
平成27年2月 5日一部改正																																
平成27年4月 1日一部改正																																
平成28年4月22日一部改正																																
平成29年 月 日一部改正																																
平成16年2月17日制 定																																
平成16年5月11日一部改正																																
平成19年4月13日一部改正																																
平成20年4月13日一部改正																																
平成21年3月12日一部改正																																
平成21年4月15日一部改正																																
平成22年4月30日一部改正																																
平成23年4月25日一部改正																																
平成24年3月21日一部改正																																
平成25年3月 8日一部改正																																
平成25年4月23日一部改正																																
平成26年2月19日一部改正																																
平成27年2月 5日一部改正																																
平成27年4月 1日一部改正																																
平成28年4月22日一部改正																																
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)、<del>削除</del>、愛知県補助金等交付規則及び園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱並びに県協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、直接支払推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知)、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2846号農林水産事務次官依命通知)、攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱(平成26年2月6日付け25生産大2969号)、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱(平成27年2月3日付け26生</p>																															

<p>(会計原則) 第3条 (略)</p> <p>(会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等会計 (2) 収入減少影響緩和交付金の積立金会計 (3) 収入減少影響緩和交付金の管理業務会計 (4) その他の会計</p> <p>2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。</p> <p>第5条～第38条 (略)</p> <p>附則 1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年4月30日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年2月5日、平成27年4月1日、平成28年4月22日、<u>平成29年4月 日</u>)。</p> <p>2 平成19年度に執行する平成18年産対策(稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策)については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>	<p>産第2687号)、愛知県補助金等交付規則及び園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱並びに県協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(会計原則) 第3条 (略)</p> <p>(会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策会計 (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進事業会計 (3) 攻めの農業実践緊急対策事業会計 (4) 稲作農業の体質強化緊急対策事業会計 (5) 収入減少影響緩和交付金の積立金会計 (6) 収入減少影響緩和交付金の管理業務会計 (7) その他の会計</p> <p>2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。</p> <p>第5条～第38条 (略)</p> <p>附則 1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年4月30日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年2月5日、平成27年4月1日、平成28年4月22日)。</p> <p>2 平成19年度に執行する平成18年産対策(稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策)については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>
---	---

愛知県農業再生協議会文書取扱規程新旧対照表

新	旧																										
愛知県農業再生協議会文書取扱規程	愛知県農業再生協議会文書取扱規程																										
<p>平成16年2月17日制 定                      平成16年5月11日一部改正                      平成17年4月15日一部改正                      平成19年4月13日一部改正                      平成21年3月12日一部改正                      平成21年5月14日一部改正                      平成24年3月21日一部改正                      平成25年3月 8日一部改正                      平成25年4月23日一部改正                      平成26年2月19日一部改正                      平成27年4月 1日一部改正  <u>平成29年 月 日一部改正</u></p>	<p>平成16年2月17日制 定                      平成16年5月11日一部改正                      平成17年4月15日一部改正                      平成19年4月13日一部改正                      平成21年3月12日一部改正                      平成21年5月14日一部改正                      平成24年3月21日一部改正                      平成25年3月 8日一部改正                      平成25年4月23日一部改正                      平成26年2月19日一部改正                      平成27年4月 1日一部改正</p>																										
第1条～第16条 (略)	第1条～第16条 (略)																										
<p>第17条 文書番号は、次のとおりとし、対策ごとに小区分を設ける。                      ○○愛再協( )第 号                      (○○は年度とし、( )内は対策名を表す小区分とする。)</p>	<p>第17条 文書番号は、次のとおりとし、対策ごとに小区分を設ける。                      ○○愛再協( )第 号                      (○○は年度とし、( )内は対策名を表す小区分とする。)</p>																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 策 名</th> <th style="text-align: center;">小 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営所得安定対策<sup>等</sup></td> <td>総</td> </tr> <tr> <td>農地利用集積対策</td> <td>集</td> </tr> <tr> <td>担い手育成・確保対策(収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等)</td> <td>担</td> </tr> <tr> <td>地域農業の振興対策</td> <td>振</td> </tr> <tr> <td>県協議会の運営</td> <td>総</td> </tr> <tr> <td><u>需要に応じた米生産対策</u></td> <td><u>生</u></td> </tr> </tbody> </table>	対 策 名	小 区 分	経営所得安定対策 <sup>等</sup>	総	農地利用集積対策	集	担い手育成・確保対策(収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等)	担	地域農業の振興対策	振	県協議会の運営	総	<u>需要に応じた米生産対策</u>	<u>生</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 策 名</th> <th style="text-align: center;">小 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営所得安定対策</td> <td>総</td> </tr> <tr> <td>農地利用集積対策</td> <td>集</td> </tr> <tr> <td>担い手育成・確保対策(収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等)</td> <td>担</td> </tr> <tr> <td>地域農業の振興対策</td> <td>振</td> </tr> <tr> <td>県協議会の運営</td> <td>総</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 名	小 区 分	経営所得安定対策	総	農地利用集積対策	集	担い手育成・確保対策(収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等)	担	地域農業の振興対策	振	県協議会の運営	総
対 策 名	小 区 分																										
経営所得安定対策 <sup>等</sup>	総																										
農地利用集積対策	集																										
担い手育成・確保対策(収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等)	担																										
地域農業の振興対策	振																										
県協議会の運営	総																										
<u>需要に応じた米生産対策</u>	<u>生</u>																										
対 策 名	小 区 分																										
経営所得安定対策	総																										
農地利用集積対策	集																										
担い手育成・確保対策(収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務等)	担																										
地域農業の振興対策	振																										
県協議会の運営	総																										

- 2 文書番号は、県協議会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。
- 3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書については、前項の規定にかかわらず、号外として処理できるものとする。

第18条～第24条 (略)

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成17年4月15日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年5月14日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年4月1日、平成29年 月 日）。
- 2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 2 文書番号は、県協議会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。
- 3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書については、前項の規定にかかわらず、号外として処理できるものとする。

第18条～第24条 (略)

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成17年4月15日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年5月14日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年4月1日）。
- 2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。